

**JIS Q 15001:2006 をベースにした
個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン [第 2 版]
正 誤 票 / 新旧対照表**

この正誤票／新旧対象表は第 2 版第 1 刷～第 12 刷に対するものです。

お詫びして訂正いたします。

お手持ちの本書の刷数をご確認の上、対応する箇所をご覧ください。

●第 1 刷～第 2 刷に対する正誤票

(第 3 刷以降の正誤票／新旧対照表で、追加の修正点もご確認ください。)

位 置	誤	正
p.36 ④の表 審査の着眼点の欄 最終行	・登記簿謄本（抄本）等	・登記事項証明書等
p.46 審査の着眼点 1 番目の欄 最終行	・登記簿謄本（抄本）等	・登記事項証明書等
p.58 審査の着眼点 2 番目の欄 3 行目	代表者の承認を	代表者（又は代表者としての権 限を委任されている者）の承認 を
p.64 審査の着眼点 1 番目の欄 最終行	・登記簿	・登記事項証明書
p.74 審査の着眼点の欄 7 行目	指定機関)	指定審査機関)
p.79 審査の着眼点 1 番目の欄 8 行目	取得しているかは、	取得しているかどうかは、
文書審査の項目 2 番目の欄 1～3 行目	<u>第三者から 3.4.2.5 により個人 情報を</u>	<u>本人以外から個人情報を</u>
審査の着眼点 2 番目の欄 2～4 行目	①提供元又は委託元……記述 している必要がある。 (右記に差替え)	①提供元又は委託元が個人情 報を適切に取り扱っているこ とを確認する旨を記述してい ること。
p.104 下から 8 行目	登記簿等の	登記事項証明書等の
p.130 下から 5 行目	実施されているかが審査の	実施されているかどうかは審査の
p.161 審査の着眼点 2 番目の欄 3 行目	実施している <u>必要がある</u> 。	実施している <u>こと</u> 。
p.191 審査の着眼点 3 番目の欄 4 行目	※ <u>JIS</u> のどこに	※ <u>内部規程</u> のどこに

●第3刷に対する正誤票

(第4刷～第8刷以降の正誤票／新旧対照表で、追加の修正点もご確認ください。)

位置	誤	正
p.105 上から8行目	個人情報保護法第 <u>23</u> 条	個人情報保護法第 <u>16</u> 条
p.119 審査の着眼点の欄 1行目	※1 ただし書き <u>d)</u> の「共同して利用する者の範囲」は、	※1 ただし書き <u>f)</u> の「共同して利用する者の範囲」は、
p.119 審査の着眼点の欄 13行目	※3 ただし書き <u>d)</u> の「当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称」とは、	※3 ただし書き <u>f)</u> の「当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称」とは、
p.145 望ましい手法の例示の欄 2～3行目	独立行政法人情報 <u>セキュリティ</u> 推進機構 (IPA)	独立行政法人情報 <u>処理</u> 推進機構 (IPA)
p.196 審査の着眼点の欄 4行目	最上位規程と JIS との対応を監査しても <u>意味がない。</u>	最上位規程と JIS との対応を監査する <u>だけでは不十分である。</u>

●第4刷～第8刷に対する新旧対象表 (参照する法令・ガイドライン等の改正による修正です。)

(第9刷～第10刷以降の正誤票で、追加の修正点もご確認ください。)

位置	旧	新
p.54 審査の着眼点の欄 12～15行目	3)「 <u>雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針</u> 」(厚生労働省, 平成 <u>16</u> 年 <u>7</u> 月)	3)「 <u>雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン</u> 」(厚生労働省, 平成 <u>24</u> 年 <u>5</u> 月)
p.54 審査の着眼点の欄 16～19行目	4)「 <u>雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について</u> 」(厚生労働省 <u>労働基準局長</u> , 平成 <u>16</u> 年 <u>10</u> 月)	4)「 <u>雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項</u> 」(厚生労働省, 平成 <u>24</u> 年 <u>6</u> 月)
p.81 下から2～1行目	康情報を取り扱うに当たっての <u>留意事項について</u> 」(厚生労働省 <u>労働基準局長</u> , 平成 <u>16</u> 年 <u>10</u> 月 <u>26</u> 日)	康情報を取り扱うに当たっての <u>留意事項</u> 」(厚生労働省, 平成 <u>24</u> 年 <u>6</u> 月 <u>11</u> 日)
p.150 上から8～10行目	「 <u>雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針</u> 」(平成 <u>16</u> 年厚生労働省告示第 <u>259</u> 号) 第三九(一)に規定する「 <u>雇用管理に関する個人情報の取扱い</u> 」	「 <u>雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン</u> 」(平成 <u>24</u> 年厚生労働省告示第 <u>357</u> 号) 第 <u>10</u> の <u>1</u> に規定する「 <u>雇用管理情報の取扱い</u> 」

●第9刷～第10刷に対する正誤票

(第11刷～第12刷以降の正誤票／新旧対照表で、追加の修正点もご確認ください。)

位置	誤	正
p.170 審査の着眼点 下から7行目	・開示対象個人情報 を本人が知り得る状態	・開示対象個人情報 について、 <u>a)～f)の事項</u> を本人が知り得る状態

●第11刷～第12刷に対する新旧対照表 (参照する法令・ガイドライン等の改正による修正です。)

位置	旧	新
p.54 審査の着眼点の欄 5行目	なお、以下の1)～ <u>4)</u> は必須とする。	なお、以下の1)～ <u>6)</u> は必須とする。
p.54 審査の着眼点の欄 7行目	15年5月)	15年5月、 <u>改正有)</u>
p.54 審査の着眼点の欄 11行目	年10月制定、 <u>以後原則として毎年改定)</u>	年10月制定、 <u>改正有)</u>
p.54 審査の着眼点の欄 14行目	成 <u>24年5月)</u>	年 <u>16年7月制定、改正有)</u>
p.54 審査の着眼点の欄 17行目	平成 <u>24年6月)</u>	平成 <u>16年10月制定、改正有)</u>
p.54 審査の着眼点の欄 17行目と18行目の間	右記を追加	5)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月、改正有) 6)「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(特定個人情報保護委員会、平成26年12月制定、改正有)
p.81 下から2～1行目	平成 <u>24年6月11日)</u> の第3の <u>4)</u> に、	平成 <u>27年11月30日)</u> の第3の <u>8)</u> に、
p.83 審査の着眼点の欄 下から8～7行目	※1 社員については、採用後の健康診断書の取得は	※1 社員については、採用後の健康診断書、 <u>ストレスチェック制度における面接指導の結果</u> の取得は
p.149 上から7～24行目	<u>なお、経済産業省……過剰反応である。</u>	<u>したがって、派遣元との間で非開示契約を締結することも、人的安全管理措置の一つといえる。</u>
p.150 上から9行目	(平成 <u>24</u> 年厚生労働省告示第 <u>357</u> 号)	(平成 <u>27</u> 年厚生労働省告示第 <u>454</u> 号)